

県立淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地あり方検討会 設置要綱 新旧対照表

現行	変更後
第1条 略 (所掌事務) 第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 淡路島公園及びあわじ石の寝屋緑地における自然環境保全のあり方検討に関すること。 (2) 淡路島公園及びあわじ石の寝屋緑地における活性化のあり方検討に関すること。 (3) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。	第1条 略 (所掌事務) 第2条 検討会は、次に掲げる事項の検討を行い、県立淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地管理運営協議会に対して必要な提言を行う。 (1) 淡路島公園及びあわじ石の寝屋緑地における自然環境保全のあり方検討に関すること（県立淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地管理運営協議会で検討を行う項目を除く）。 (2) 淡路島公園及びあわじ石の寝屋緑地における活性化のあり方検討に関すること（県立淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地管理運営協議会で検討を行う項目を除く）。 (3) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
第3条～第10条 略 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和7年5月9日から施行する。 (失効) 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。 (招集の特例) 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず まちづくり部公園緑地課長が招集する。	第3条～第10条 略 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和7年5月9日から施行する。 (失効) 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。 (招集の特例) 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず まちづくり部公園緑地課長が招集する。
附 則 (施行期日) この要綱は、令和7年5月30日から施行する。	附 則 (施行期日) この要綱は、令和7年5月30日から施行する。
別表1～2（第3条関係） 略	別表1～2（第3条関係） 略 附 則 (施行期日) この要綱は、令和7年12月2日から施行する。